

学校法人マハヤナ学園
マハヤナ幼稚園・ミルフィーク保育園
重要事項説明書

2026年度

1. 施設の目的及び運営の方針

(2025年12月時点)

(1) 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人マハヤナ学園
事業者の所在地	新潟県上越市下門前1817
事業者の連絡先	電話番号 025(545)0881 / FAX 025(545)0895
代表者氏名	理事長名 石田 明義
寄附行為の目的に定めた事業	幼児教育および保育を行うこと

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	認定こども園 マハヤナ幼稚園・ミルフィーク保育園							
所在地	新潟県上越市下門前1817							
連絡先	電話番号 025(545)0881 / FAX 025(545)0895							
施設長氏名	認定こども園園長 石田明義							
認定こども園開設年月日	平成23年4月1日 (創立: 昭和29年6月5日創立)							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	90人			90人
	2号	—人	—人	—人	20人	20人	20人	60人
	3号	10人	20人	20人	—人	—人	—人	50人

当園の基本理念・方針	<p>学校法人マハヤナ学園マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園（以下「当園」という）は、認定こども園として義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育・保育を一体的に行い、幼児の健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。</p> <p>当園は子どもを真ん中に、保育教諭と保護者が幼児を温かく見守りながら知徳体の調和のとれた人格を育成することを基本理念に置く。</p>
------------	--

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	8 3 8 2 . 5 0 m ²
	園庭	1 4 4 0 . 0 0 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2 階建て（一部 1 階建て）
	延べ	2 0 9 8 . 3 9 m ²

（４）主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	ミルフィーユ保育園 1
ほふく室	1 室	ミルフィーユ保育園 1
保育室	1 4 室	2 歳児クラス 1、満 3 歳児クラス 1、 3 歳児クラス 4、4 歳児クラス 4、5 歳児クラス 4
遊戯室、ホール	2 室	マハヤナ幼稚園 1、ミルフィーユ保育園 1
調理室	2 室	マハヤナ幼稚園 1、ミルフィーユ保育園 1
事務室、職員室	2 室	マハヤナ幼稚園 1、ミルフィーユ保育園 1

（５）職員体制（令和 7 年 4 月 1 日現在）

職種	員数	備考（所属）
理事長	1 人	マハヤナ学園
園長	1 人	マハヤナ幼稚園

副園長	1人	マハヤナ幼稚園
施設長	1人	ミルフィーユ保育園（兼務）
主幹保育教諭	2人	マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園
保育教諭	32人	マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園
保育士	1人	マハヤナ幼稚園
保育補助	2人	マハヤナ幼稚園
看護師	1人	マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園
運転手・保育園士	3人	マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園
栄養士	1人	マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園

（6）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

対象とする曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前10時00分～午後2時30分
預かり保育	預かり保育時間	朝：7時30分～8時30分 夕：15時30分～19時00分 土曜：8時00分～12時00分
休業日	日曜日、土曜日、祝日、行事代休日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季（7月終業式後～2学期始業式前まで）	
	冬季（2学期終業式～3学期始業式前まで）	
	春季（3学期終業式後の一定の期間）	

【2号・3号認定子ども（保育標準認定・保育短時間認定）】

対象とする曜日	月曜日から金曜日（土曜日は午前）まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後6時30分～午後7時00分
	保育短時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後7時00分
休業日	日曜日、祝日、8/13・14・15、3/31・4/1園内メンテナンスの為	
	年末年始（12月29日～1月3日）、行事代休日	

【新2号認定子ども（教育標準時間認定＋子育てのための施設給付認定）】

対象とする曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前10時00分～午後2時30分
預かり保育	預かり保育時間	朝：7時30分～8時30分 夕：18時30分～19時00分 土曜：8時00分～12時00分
休業日	日曜日、土曜日、祝日、8/13・14・15、3/31・4/1 園内メンテナンスの為	
	年末・年始（12月29日～1月3日）、行事代休日	
	夏季（7月終業式後～2学期始業式前まで）	
	冬季（2学期終業式～3学期始業式前まで）	
	春季（3学期終業式後の一部の期間）	

※上記の他に園の諸般の事情・自然気象状況・国や自治体の事情等から変更になる場合があります。

（7）利用料等

* 3号児の保育料は各世帯収入による応能負担となります（上越市基準による）

利用者実費負担	利用者実費負担額			
特定負担額	施設設備維持費（1号・2号）		1,000円	
	教育研修研究充実費（1号・2号）		1,000円	
	教材費・備品費（1号・2号）		2,000円	
実費徴収	給食費（1号・新2号）	7,000円	給食費（2号）	9,000円
入学受入準備金	25,000円（1号・2号） （ミルフィーユ保育園からのご入園者 20,000円）			
その他	1号認定子どもの 預かり保育に係る費用 （おやつ代含む）	15時30分～18時	600円	
		18時～19時	100円 （30分毎）	
		土曜日	600円	
	新2号認定子どもの 預かり保育に係る費用	15時30分～18時30分	70円 （おやつ代）	
18時00分以降		100円 （おやつ代）		

		18時30分 ～ 19時00分	100円 (おやつ代)
	2号・3号認定子どもの 延長保育に係る費用	(短時間) 16時30分 ～ 19時00分	100円 (30分毎)
		18時00分以 降	100円 (おやつ代)
		(標準時間) 18時30分 ～ 19時00分	100円 (30分毎)
	1号認定児の長期休業期間	1日当たり	1,000円
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業期間（夏休み・冬休み）等の1号認定児の預かり保育費用は別途徴収するものとする。 ・おやつ代は別途扱いとする。 		

(8) 支払方法

- ・保育料、特定負担額等実費徴収の支払い方法は口座振替を原則とするが、一部現金払い等の支払い方法でも可能とする。
- ・上記の実費徴収の支払い期日は毎月28日とする。
- ・預かり保育、延長保育の支払いは現金払いとする。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

・当園は就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法第77号）、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(10) 給食とお弁当 / アレルギー対応

- ・給食は基本的に開園日に提供する。お弁当は月2回。原則として第1金曜日と第3金曜日とするが、行事等がある場合は他に振り替えることがある。(幼稚園)
- ・栄養士を中心にして年間計画に基づいた食育の取り組みを行う。
- ・アレルギー対応マニュアルに沿って対応する。
給食についてはアレルギー食を極力除去できる範囲で対応に努める。ただし、対応が難しい場合はお弁当の持参を依頼することがある。

(1 1) 年間行事予定

・お誕生会（毎月開催） * 外部主催行事

月	行 事 内 容		
	幼稚園	保育園	合 同
4月	入園式、始業式、花まつり*	入園式 新入園児歓迎会	
5月	保育参観、園外保育	子どもの日の集い	内科・歯科健診
6月	親子ふれあい給食会、 個別懇談	虫歯予防集会 保育参観 個別懇談(希望者)	プール開き
7月	七夕集会、年長わくわくどきどき サマーフェスティバル、終業式	七夕の集い 防犯教室	プール・水遊び
8月	謙信公祭参加（希望者）* 始業式		
9月	ぶどう園見学	お月見集会	運動会
10月	展覧会、芋ほり、園外保育 年長親子レク	作品展	遠足 内科・歯科健診
11月	新入園児オリエンテーリング		合同避難訓練、 防犯教室
12月	学芸会、終業式	さよならの集い	クリスマス会 もちつき集会
1月	始業式、新年おたのしみ会		
2月	個別懇談	発表会 個別懇談(全員) 新年度入園説明会	節分・豆まき
3月	ひな祭り茶会、卒園式、 新入園児販売会、終業式	ひなまつりの集い お別れ会	

※この他に季節に合わせた行事の開催や、臨時に企画された教養行事・自治体行政イベント等に
に参加・観覧する場合があります。

※諸事情（天変地異・風水害・地震・感染症・気象状況）等により、一部変更・中止になる場
合もあります。

入園者の内定・決定等	<p>【1号・2号・新2号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園については園長の許可を要する。学園側が定めた選考方法により決定する。入園にあたっては「重要事項説明書」「入園案内」「募集要項」「入園願書（誓約文）」を精読し、同意の上出願することを前提とする ・入園受入れ準備費は、入園の確約と準備のためのものであり、原則として返金はしないが不測の事情等に起因する場合（転居・転勤等）は、半額相当分を返金する場合がある <p>【3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の選考方法と市の利用調整を勘案して決定する
利用契約の締結方法	・重要事項説明書（本書）同意書の締結による直接契約方式
退園・転園事由	・保護者から退園の申出があったとき（卒園を含む）

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用継続が不可能であると市または園が認めたとき ・必要とされる実費徴収額等が2ヶ月以上納付が滞納したとき ・専門的知見とケアが必要な場合や、よりいっそうの当該子どもの成長発達を促すことが期待される場合は、関係施設へ転園を勧めることがある ・入園にあたって虚偽の申請等により、利用継続が困難と判断された場合 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
<p>利用に当たっての ご留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本書及び募集要項等に掲げた本園の教育方針・決定事項に同意し、規則を遵守下さいます様お願い致します ●登園は午前9時30分までをお願いします ●当日に欠席、または登園が遅れる場合は午前9時30分までにコミュナビまたは電話等でご連絡ください ●原則として、保育時間内での迎えをお願い致します ●お子様をお引渡し後の安全・管理面は、保護者の管理下でお願いします ●緊急の場合で、迎えが遅れ延長保育を利用する場合には14時00分までに電話等でご連絡ください ●熱が37.5℃以上ある場合は登園を控えてください また、登園後に37.5℃を超えた場合には、迎えの連絡をさせていただきます ●登園許可証の取り扱い…法定伝染病等に罹患した場合、治癒して登園するには医師の登園許可証が必要になります ●療養解除届…新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ罹患後の登園には、療養解除届の提出が必要になります ●与薬の取り扱い…与薬は与薬依頼票に記入の上、薬剤師が配合したものを投薬いたします。市販薬と痛み止め薬は対象外です

(12) 入園の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(13) 学校医・嘱託医

医療機関名称	かみむら小児科	医療機関名称	豊田医院
医院長名	上村孝則	医院長名	豊田 宏
所在地	上越市下門前687	所在地	上越市石橋2-5-1
電話番号	025-512-5556	電話番号	025-539-6625

(14) 学校歯科医・嘱託歯科医 / 学校薬剤師

医療機関名称	あおき歯科矯正歯科	所属機関名称	いちご薬局
医院長名	青木義親	学校薬剤師名称	室川 圭
所在地	上越市下門前1805	所在地	上越市下門前1847
電話番号	025-520-4180	電話番号	025-546-6170

(15) 緊急時における対応方法

教育・保育の提供中、子どもの体調の急変その他緊急事態などが生じたときは、すみやかに子どもの保護者又は緊急連絡先、園医またはその他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	上越消防署（上越地域消防局上越消防署）		
所在地	上越市藤野新田 330-1	電話番号	025-544-0119

【管轄する警察署】

警察署名	上越警察署		
所在地	上越市藤野新田 1172	電話番号	025-521-0110

(16) 非常災害対策

防火管理者	石田 明義
防火管理者届出年月日	平成13年10月31日
消防計画届出先	上越消防署
避難訓練	合同避難訓練年2回実施／火災・地震・防犯 避難及び消火訓練 避難及び消火を想定した訓練を合同で年2回実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 等 消火器、誘導灯、火災報知器を配備
避難場所	上越市教育プラザ
緊急時の連絡手段	緊急専用メールで情報提供、おたよりでの周知

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	西田幸里 [主幹保育教諭]	山崎咲 [主幹保育教諭]
相談・苦情解決責任者	石田明義 [マハヤナ幼稚園ミルフィューユ保育園園長]	
第三者委員	市村輝幸	025-544-1013
		下門前町内会長

【要望・苦情等への対応方法】

- ・ 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努める。
- ・ 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をする。

(18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	J K (全日本私立幼稚園連合会) 保険制度
保険の内容	園管理下における災害に対する医療費等
保険金額	3・4・5 歳児 190 円 / 1 人、3 歳未満児 270 円 / 1 人 (全額園負担)

(19) 個人情報の取り扱い

教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

なお就学前の連携推進のため、公的機関へ情報等を提供する場合がありますことを同意下さいますようお願い申し上げます。

(20) カスタマーハラスメント防止に関する取り組み

1. 基本的な考え方

本園は、すべての園児が安心して生活できる環境を守るため、また職員が健全に働ける職場を維持するために、保護者の皆様との信頼関係を大切にしています。

その一方で、職員に対する過度な要求や不適切な言動は、園児の健やかな成長に悪影響を及ぼす可能性があるため、カスタマーハラスメント防止の取り組みを推進しています。

2. カスタマーハラスメントの例

以下のような行為は、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害など）
- ・精神的な攻撃（大声での威嚇、暴言、侮辱的な発言）
- ・長時間にわたる過度な要求や執拗なクレーム、不退去・居座り
- ・職員の人格を否定する言動
- ・業務範囲を逸脱した不合理な要求
- ・妥当性を欠く金銭などの補償の要求
- ・妥当性を欠く謝罪の要求
- ・SNS やインターネット上での園や職員に対する誹謗中傷

3. 園の対応方針

- ・複数名での対応や記録の作成を行います。
- ・悪質な行為が続く場合には、園として対応を中止・制限させていただくことがあります。
- ・必要に応じて、関係機関（自治体・警察・弁護士等）と連携し、園児と職員の安全を守ります。

4. 保護者の皆様へのお願い

- ・ご意見やご要望は、冷静かつ建設的な形でお伝えください。
- ・園児の健やかな成長のため、職員との協力関係を大切にさせていただきますようお願いいたします。

(21) 除籍・転園・退園勧告等の措置

当学園は保護者と学園との直接契約ですので、園長は以下の場合に当該園児を除籍、退園勧告等の措置を行うことがあります。

- (1) 無断で2ヶ月以上欠席したとき
- (2) 利用者負担金や実費徴収金、もしくはその他の納付金を2ヶ月以上滞納したとき
- (3) 疾病やその他の理由により、当該園児および他の園児や保護者に影響が及ぶと判断された場合
- (4) 前項に掲げた保護者によるカスタマーハラスメントに該当する行為が継続的または重大であり、園の運営や職員の安全に深刻な支障をきたす場合
- (5) 当園の教育活動方針に著しく反する行為や言動、影響が及ぶと判断され改善が認められない場合
- (6) 入園等に際し、虚偽の申請や事実を偽った行為・申請などがあり当園との信頼関係を構築できないと認められた場合

※公的に定められた負担金等の請求に応じなかった場合は、当園から上越市の代行徴収に委ね、且つ2号・3号認定子どもについては、他の保育所への転園等の措置を講ずることを上越市に求めることがある。

以上、当園の教育・保育の方針や提供に関する重要事項について記載させていただきました。

当園は、保護者と直接契約を締結する幼保連携型認定こども園であり、上越市の施設型給付を受ける認可された認定こども園です。

保護者の方と直接契約のうえ利用していただくこととなりますので、卒園や転園等で利用契約が終了するまでは、この重要事項説明書の保管をお願いいたします。

学校法人 マハヤナ学園

同意書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、重要事項説明書に基づき説明または周知配布を行いました。

- 認定こども園名： 認定こども園マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園
- 所在地： 新潟県上越市下門前1817
- 職 名： 理事長 石田明義

私は書面に基づいて、学校法人マハヤナ学園 認定こども園マハヤナ幼稚園・ミルフィーユ保育園の利用にあたっての重要事項について同意しました。

西暦 年 月 日

○保護者住所：

○園児氏名：

○保護者氏名：

印

○園児からみた続柄：